

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

| | | | |
|-------|--------------------|---------|------------------|
| 事件番号 | 昭和 33(オ)449 | 原審裁判所名 | 東京高等裁判所 |
| 事件名 | 賃借権確認占有回収請求 | 原審事件番号 | |
| 裁判年月日 | 昭和 34 年 1 月 8 日 | 原審裁判年月日 | 昭和 33 年 3 月 10 日 |
| 法廷名 | 最高裁判所第一小法廷 | | |
| 裁判種別 | 判決 | | |
| 結果 | 棄却 | | |
| 判例集等 | 民集 第 13 卷 1 号 17 頁 | | |

| | |
|------|---|
| 判示事項 | 占有回収の訴の成否。 |
| 裁判要旨 | 転借人を占有代理人として間接占有を有する借借人が占有を奪われたとするには、占有代理人の所持が意思に反して第三者によって失われられた場合でなければならない。 |

| 全 文 | |
|-----|---|
| 主 文 | 本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。 |
| 理 由 | 上告代理人弁護士小林保治の上告理由について。 しかし、所論原判決の判断は、当裁判所もこれを正当として是認する。されば、所論は採ることができない。 よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 齋藤悠輔 裁判官 入江俊郎 裁判官 下飯坂潤夫 裁判官 高木常七) |

※参考：金融法務事情 203 号 9 頁